

議会の視点・論点

Q ミサイル発射に関する緊急放送をする場合にはサイレンを鳴らさなければならぬるよう、発射時と落下時の2回サイレンを鳴らしましたが、落下時のサイレンは鳴らさなくても良いのではないか。

A Jアラート（※1）は通常スマホや携帯電話等に2回、発射と通過について情報が流れます。Jアラートと同様にと考えましたが、通過より落下の状況を知らせた方が町民は安心するのではないかと考え、発射と落下の2回、サイレンとメッセージを流すという事で決定させていただいております。（まちづくり推進課）

Q 現在の緊急サイレンは消防団員招集用の吹鳴装置を利用しているため町民の約15%が聞こえない可能性があります。Jアラートは国民に対して有事があった事を最低限知らせなければならない義務があります。聞こえない可能性のある15%の町民に対して今後どのような対応を考えているのか。

A 例えば大がかりな予算をかけると3億近くかかるという見積もりもあります。今後も検討していくが同時に国に対しても補助について要請をしていくことを考えております。また、財政を優先に考えなければなりませんが、災害に対しては一番にお金をかけていかなければなりませんので、今後も先進的に色々な取り組みをしているところもありますので、継続的に調査を行っていきたいと思います。（副町長）



Q 本年度のドクターヘリの利用実績は。また、町内にはドクターヘリのランデブーポイントが数カ所あるが神丘のヘリポート以外での出動はあるのか。

A 9月25日現在、要請件数18件に対し出動が16件です。また16件のうち搬送件数が14件、不搬送件数が2件となり、本年度の16件全てが神丘のヘリポートからの出動となっております。（まちづくり推進課）

Q 今現在クアプラザピリカはTTNコーポレーションが指定管理を行っており、スキー場は維持管理だけ行っています。スキー場を営業する場合、契約内容の見直しが必要となると思うが、その辺はどう考えているのか。

A TTNコーポレーションとはスキー場を営業しないということで契約を進めておりました。今回スキー場で利用するスノーキャット方式（※2）でのスキー営業については指定管理とは別に委託契約という形で考えております。（まちひと交流課）



（※1）Jアラート：総務省消防庁の全国瞬時警報システム。地震・津波など緊急を要する自然災害やミサイル攻撃・大規模テロなどの有事の際に使用される。

（※2）スノーキャット方式：リフトを使用せずスノーキャット（雪上車）を利用し利用客を山頂まで運搬する方式。

Q スノーキャット方式でスキー場を運営する場合、営業期間3か月で約2,250回スノーキャットが山頂を往復する事になります。いまのリフトを修繕して運行した方が安全だと思いますが、このスノーキャットを約2,250回運行する事に対し安全の保障は出来るのか。

A 安全性については100%ということはありません。そこをより100%に近づける努力をしていきます。利用者には不便をかけてしまいますが、今までとは運営の仕方が全然違いますので、より多くの方々に利用していただくため、専門の方にご意見をいただき、大型の25人乗りからより操作性の高い10人乗りのスノーキャットに変更し、またゲレンデも見ていただき安全性の配慮をより一層高め、安心安全を目指して努めて参ります。(町長)

Q スノーキャットの車両が25人乗りから10人乗りに変更になりましたが、借り上げ料や委託料に変更はないのか。

A 現状での変更はありませんが、状況に応じて追加補正という事もあります。また、車両も現在4台体制としておりますが、出来ればもう1台確保したいと考えておりますので、車両が確保出来次第予算をお願いする場面もあると思います。
(まちひと交流課)

Q スノーキャットの利用料金は1日券2,000円、1回券300円と予定されているが、今年は実証実験ですからスキー場を雪に親しむ親雪施設、スノーパークという位置付けにしながら入園料をいただきスノーキャットは無料という事も考えられないか。

A 色んな意見があると思います。スノーキャットを導入するにあたり料金設定では悩みました。利用状況、回転率も悪くなりますし、1回の利用人数も限られますので相当不便をかけると思います。実証と言いつつも低料金でスノーキャットを利用いただき、利用者が増えるように努力していきたいと思います。また、学校授業については町内では無料、近隣の学校については一律500円と料金的に低額とさせていただいておりますので授業、授業以外でも利用していただけるよう啓発PRもさせていただきたいと考えております。(まちひと交流課)



◆下記の意見案を可決し、関係大臣へ平成29年9月27日付で送付しました。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

【要 約】 市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう、「森林環境税（仮称）」を早期に創設し、税制度に当たっては、都道府県の積極的なかわりのもと、森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用できる仕組みとすることや、森林の多面的機能を持続的に發揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。また、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化することを求めるもの。

【送付先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣あて。

